



お問合せ

役 場	☎388-1111 FAX387-5816	笠松中央公民館	☎388-3231 (町体育協会事務局)
福祉健康センター	☎388-7171	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
福 祉 会 館	☎387-1121	松 枝 公 民 館	☎387-0156
こ ど も 館	☎388-0811	総 合 会 館	☎387-8432
学校給食センター	☎387-5321	歴 史 未 来 館	☎388-0161
		ふらっと笠松	☎388-2355



10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間

毎日の暮らしの中で、役所やNTT、郵便局などの特殊法人の仕事に不満を感じたことや、説明に納得できなかったということはありませんか。

そんな皆さまの声を総務大臣が委嘱した行政相談委員がお聴きします。

町では、岩田 修さんが行政相談委員に委嘱され、その解決と実現を図るため、毎月第2金曜日(10月を除く)に行政相談窓口を開設し、相談を受け付けています。

また、10月17日(水)は、「特別町民合同相談」を開設し、行政相談に応じます。

秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、総務省岐阜行政監視行政相談センターでは、開庁日に行政相談窓口を開設し、相談を受け付けています。

【行政相談(行政苦情110番)の受付】岐阜合同庁舎(岐阜市金竜町5-13) ☎0570-090110
ホームページ「岐阜行政監視行政相談センター」で検索



10月17日(水)・18日(木)は特別町民合同相談

区分	相談員	相談日	相談時間	場所	内容
法律相談(予約制)	弁護士	10月17日(水)	午前10時～午後3時	福祉会館2階	取引・離婚などの法律的なこと
行政相談	行政相談委員・岐阜行政監視行政相談センター職員				国の行政機関やNTTなどの特殊法人の仕事に対する要望・苦情
心配ごと相談	民生委員・児童委員				家庭内・近隣の心配ごと
人権相談	人権擁護委員	10月18日(木)			嫌がらせ・名誉さそんなど

※相談は、すべて無料です。

※法律相談を希望される方は、10月9日(火)までに総務課へお申込みください。また、時間の関係上、相談は8人までとし、定員を超える場合は抽選となります。

【問 合 先】総務課



特定健診、ぎふ・すこやか健診を受けましょう

特定健診、ぎふ・すこやか健診の実施期間は、10月31日(水)までです。

健診を受けることで、生活習慣病の早期発見やご自身の健康状態の変化に気づくことができます。

まだ健診を受けていない方は、早めに受診しましょう。また健診結果は受診された医療機関で必ず聞き、健康づくりに生かしましょう。

※国民健康保険または後期高齢者医療保険以外の医療保険にご加入の方は、加入している医療保険者が実施する健診を受診してください。

【問 合 先】住民課

10年保証

住まいのパイオニア
総合建設請負業

安藤建設株式会社

☎ 058-388-0077
FAX 058-387-1515

住宅性能保証制度
登録店

消火器・防災用品・消防設備点検・施工

株式会社三田防災

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL: 058-388-0607(代) ☎0120-119-073
<営業所> 岐阜・羽島・名古屋・四日市

SANDA Co., LTD